

議案第5号 定款 16条、24条、28条、29条、33条、36条 の改訂について

下記のとおり定款について役員任期に関する変更、及び電磁的方法の導入についてお諮りします。

記

1 変更の内容

新	旧
<p>第 16 条 <u>役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。</u></p>	<p>第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p>
<p>第 24 条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>
<p>第 28 条 現行どおり</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面<u>又は電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 現行どおり</p> <p>4 現行どおり</p>	<p>第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前二条、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、この法人と</p>

	正会員との関係につき議決する場合には、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。
<p>(議事録)</p> <p>第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 現行どおり</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p>
<p>第 33 条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>第 33 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第 36 条 現行どおり</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ</p>

<p>通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>3 現行どおり</p> <p>4 現行どおり</p>	<p>通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、この法人与理事との関係につき議決する場合には、その理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>
--	---

2 変更の理由

(1) 役員任期の変更 16条

任期2年にこだわらず、総会の日をもって代表者の登記が変更になる方がわかりやすい。現定款では、任期満了前に理事会を開催した場合、総会で選任された理事に一人でも変更があると、その時点の理事会には、次の理事長（代表者）を選ぶ権限がないため、予選は認められません。

(2) 総会・理事会における通知や表決について電磁的方法の利用を加える。

24条、28条、29条、33条、36条

なお、千葉市の現在のNPOモデル定款では（1）、（2）を取り入れた記述になっている。

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/npo/documents/2-1teikan2020.pdf>